

「工業用水道料金算定要領の一部改正（案）に対する意見公募」の結果
に係る寄せられた意見とそれに対する考え方

No.	寄せられた意見	意見に対する考え方
1	<p>① 既契約への撤退負担金の新設 今後の新規の設備投資の場合は別として、水道事業者の設備投資が既に行われており、既に契約している受水企業に対して新たに撤退負担金を課すことは、水道事業者の設備投資額という受水企業の確知し得ない事情で不測の負担を課すものであり、需要者たる工業の企業経営への影響が大きいため、受水企業の同意がある場合等を除き、原則として認可すべきでないと思われる。契約変更の場合には受水企業の同意を原則必要とする等と規定すべきではないか。</p> <p>② 撤退引当金 改正案第5（撤退負担金）第2項では、撤退負担金の額の徴収について「需要者の撤退等による契約解除に伴う契約水量の減量に際し、当該需要者から徴収」としているが、需要者の撤退等は、倒産や事実上の倒産、大幅な事業縮小等、支払能力または支払意思の喪失を伴うケースが容易に想定される。需要者の撤退等が支払能力または支払意思の喪失を伴うケースでは、契約水量の減量に際して撤退負担金を徴収することは困難または不可能である。そのため、撤退負担金では、工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備えられていない。 工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備え、新規契約時から一定額を撤退引当金として積み立てるように事業者に義務づけ、また料金算定の基礎とすべきではないか。</p>	<p>① 既契約への撤退負担金の新設 撤退負担金は、需要者の撤退等による契約解除に伴う料金収入の減少が工業用水道事業の健全な運営に支障を来すおそれに備えて導入を検討することが望ましいものとしており、導入を義務づけるものではありません。また、撤退負担金の導入及び額の決定にあたっては、地域、すべての需要者及び工業用水道事業の状況等を十分に考慮するとともに、撤退等によって契約を解除する需要者の理解を得るべく、コミュニケーションを行うことと明記しています。</p> <p>② 撤退引当金 今後の需要者における撤退の見込みが明らかでないなかで、工業用水道事業者に対し、撤退引当金として一律に需要者から費用の徴収を義務づけることは、需要者に一定の負担をかけることとなるため、今般の撤退負担金の考え方としております。また、撤退負担金の導入は義務づけをしておらず、実際に需要者が撤退する際に支払能力や支払意思の喪失を伴うケースも想定されることから、工業用水道事業者と需要者が撤退負担金の取扱いについてコミュニケーションを行うことと明記しています。</p>

2	① ユーザー撤退により、工業用水事業の運営に大きな影響を及ぼした事例をお示してください。	① 何を以て大きな影響とするかは工業用水事業者における経営状況等により異なるものと考えが、ユーザー撤退により工業用水の需要が大きく減少した事例としては、例えば、日本製鉄瀬戸内製鉄所における設備停止に伴う契約水量の減少が挙げられます。
---	--	--